

郡山市教育委員会情報教育懇談会設置要綱

(目的)

第1条 郡山市立学校の情報教育に関することについて有識者の意見を聞くために、情報教育懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(懇談会の構成)

第2条 懇談会は委員 11 名以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者の内から教育長が依頼する。

- (1) 郡山市立学校教員
- (2) 関係行政機関職員
- (3) 市の職員
- (4) その他、教育長が適当と認める者

3 委員への依頼期間は 1 年以内とし、再依頼はさまたげない。

(座長)

第3条 懇談会に座長を置き、委員の互選によって定める。

2 座長に事故あるときは、あらかじめ座長の指名する者が会議を進行する。

(会議)

第4条 懇談会の会議は必要に応じて教育長が招集し、座長が進行する。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は学校教育部教育研修センターにおいて処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるほか懇談会の運営について必要な事項は教育長が別に定める。

附則 1 この要綱は平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

2 郡山市教育委員会情報教育検討委員会要綱（平成 9 年 7 月 1 日制定）は、廃止する。